

小学校教諭二種免許状の取得方法 (中学校教諭普通免許状所持者)

1 別表第8とは

別表第8とは、教員としての実務経験がある方が、実務経験を生かして所持する教員免許状と隣接する学校種の教員免許状を取得する方法です。中学校教諭普通免許状をお持ちの方が、小学校教諭二種免許状を取得するためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ・ 中学校教諭普通免許状（専修、一種、二種のいずれか）を所持していること
 ・ ・ ・所持する免許状のことを「基礎免許状」と言います。
- ・ 教員としての実務経験 ・ ・ ・詳細は2を御参照ください。
- ・ 必要単位の修得 ・ ・ ・詳細は3を御参照ください。
- ・ 人物の検定の合格
 ・ ・ ・免許状の申請時に御提出いただく「人物に関する証明書」により審査します。
- ・ 身体の検定の合格
 ・ ・ ・免許状の申請時に御提出いただく「身体に関する証明書」により審査します。

2 実務経験年数

(1) 実務に使用することができる職

別表第8により免許状を取得する場合は「主幹教諭等」としての実務経験が必要です。自身の職が「主幹教諭等」に該当するかは、以下の表をもとに御確認ください。「主幹教諭等」としての勤務であるか不明の場合は、必ず勤務先に確認してください。免許担当では確認できません。

実務に含めることができる職（主幹教諭等）	実務に含めることができない職
主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、講師	校長、副校長、教頭、助教諭、保育士、介助員等

(2) 免許状取得に当たって必要となる最低在職年数

基礎免許状取得後の以下に掲げる中学校等又は小学校等における教員経験 ※Q1参照

勤務先	最低在職年数
・ 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び学校以外の教育施設のうち中学校に相当するものとして文部科学省令で定めるものを含む。） ・ 小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び学校以外の教育施設のうち小学校に相当するものとして文部科学省令で定めるものを含む）	3年

(3) 必要単位数の軽減措置を利用する場合の在職年数

(2)に記載の在職年数3年に加えて、以下の施設における基礎免許状取得後かつ平成28年4月1日以降の教職経験があれば、当該教職経験1年ごとに3単位修得したものとみなす(最低修得単位数の半数を限度とする。)軽減措置を利用可能です。※Q2～5参照

勤務先	在職年数
・小学校 ・学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校 ※Q3参照 ・義務教育学校(前期課程及び後期課程いずれも可) ・特別支援学校の小学部	1～2年

(4) 実務経験に関する注意事項

ア 実務経験年数の計算方法

在職期間の算定は、民法の期間計算の例により、日を単位として計算します。

例1) 4月1日から翌年の3月31日までの任用(雇用)形態…1年

例2) 4月1日から翌年の3月25日までの任用(雇用)形態…11か月と25日

イ 複数の学校で勤務した場合

受検者が2つ以上の学校に勤務した場合は、各々の学校における在職年数を通算するものとします。ただし、兼務、兼職等の事由により同一の期間に複数の学校に勤務した場合は、いずれか一方の学校の在職年数のみが通算対象となります。

ウ 休職等の期間の計算

懲戒処分としての停職の期間(これに類するものを含む。)及び休業、休暇等で職務に従事しない期間で、引き続き90日を超える期間を除算します。

エ 非常勤の職での勤務

非常勤の職の期間は、上記の除算期間を除いた在職年数の2分の1に相当する期間を在職期間として取り扱います。

3 修得単位数

(1) 単位修得機関

単位は、以下のいずれかの機関で修得することができます。

- ア 小学校教諭免許状取得のための教職課程(認定課程)を有する大学等
- イ 別表第8に対応した免許法認定講習・公開講座・通信教育を実施する大学等
- ※ 開設情報は、文部科学省のホームページで確認することができます。

法定科目名に対応する大学等の開設科目については、**必ず大学等に確認してください。**科目の対応関係を免許担当で確認することができません。

(2) 単位修得の時期

単位は**基礎免許状取得後に修得**する必要があります。

(3) 実務経験年数ごとの最低修得単位数

最低在職年数	軽減措置分の在職年数	最低修得単位数				計
		各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目※2			
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)※1	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的知識を含む。)の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
3年	0年	10	2			12
	1年	7	2			9
	2年	5	1			6

※1 各教科の指導法は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち、所有する中学校免許状の全ての免許教科に相当する教科を除いて、修得すべき単位数に応じて以下の表中①から③のいずれかの方法で修得すること。

【表】修得すべき単位数に応じた指導法の単位修得の内訳

	10単位					7単位					5単位				
	指 法A	指 法B	指 法C	指 法D	指 法E	指 法A	指 法B	指 法C	指 法D	指 法E	指 法A	指 法B	指 法C	指 法D	指 法E
①	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
②						2	2	2	1	-	2	1	1	1	-
③											2	2	1	-	-

※2 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に関する科目の修得に当たっては、三つの事項(生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的知識を含む。)の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法)を全て含むこと。

4 よくある質問

<学校以外の教育施設での勤務について>

Q1 学校以外の教育施設のうち、中学校又は小学校に相当するものとして文部科学省令で定めるものとはどのような施設での勤務を指しますか。

A1 以下の施設での勤務を指します。

- (1) 少年院法（平成26年法律第58号）による少年院において中学校又は小学校の課程の授業を担当した場合
- (2) 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおける、教員に相当する職での勤務
- (3) 外国の教育施設又はこれに準ずるもの（(2)に掲げるものを除き、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき派遣された場合に限る。）において中学校又は小学校の課程の授業を担当した場合

<実務経験の取扱いについて>

Q2 軽減措置分の小学校等における実務経験は、中学校等又は小学校等における実務経験を3年以上経験した後でなければ、算定することはできないのですか。

A2 中学校教諭普通免許状の取得後であれば、「中学校等又は小学校等における実務経験」と軽減措置分の「小学校等における実務経験」のどちらが先でもかまいません。

Q3 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間、中学校と小学校の教員を兼務していました。この場合、中学校の実務経験及び小学校の実務経験として、それぞれ算定することはできますか。

A3 中学校の実務経験及び小学校の実務経験として、それぞれ算定することはできません。

<学校の設置根拠について>

Q4 学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校（以下、小学校併設型中学校という。）とは、具体的にどういった中学校を指しますか。

A4 小学校併設型中学校とは、同一の設置者が設置する小学校と中学校において、文部科学省の告示により、義務教育学校に準じて9年間の系統性・体系性が配慮された教育課程を編成し、また小学校・中学校間における指導内容の入替えや移行が認められている中学校のことを指します。

<在職年数に換算することができる教職経験について>

Q5 軽減措置のための小学校等における実務経験は、具体的にどういった勤務を指しますか。

A5 以下の実務経験が想定されます。

なお、勤務形態については、所属を確認してください。

- (1) 臨時免許状授与による助教諭としての勤務（※軽減措置分の実務に限る）
- (2) 特別免許状授与による教員としての勤務
- (3) 教育職員免許法第3条の2に定める特別非常勤講師
- (4) 教育職員免許法第16条の5第1項の規定による小学校等における専科教員
- (5) 教育職員免許法第17条の3の規定による特別支援学校小学部の知的障害部門の教科担任

※ 介助員、実習助手等としての勤務経験は、実務経験に含まれません。教育職員免許法第2条第1項に定める「教員」のみが対象です。